

# 岐阜県公報

号外 (一) 平成二十六年 十月十五日

## 目次

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例	(財 政 課)	七
岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	七
岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金条例の一部を改正する条例	(環境生活政策課)	七
核融合科学研究所安全監視委員会設置条例	(環 境 管 理 課)	八
岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(保 健 医 療 課)	八
岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例	(業 務 水 道 課)	八
岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例	(同)	一
岐阜県介護保険審査会の公益を代表する委員の員数を定める条例の一部を改正する条例	(高 齢 福 祉 課)	一五
岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(同)	一五
岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(同)	一五
岐阜県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例	(同)	一六
岐阜県民生委員定数条例	(地域福祉国保課)	二二
岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	(子育て支援課)	二三
岐阜県児童福祉審議会条例の一部を改正する条例	(同)	二九

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

(同) 三〇

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(同) 三一

岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(子ども家庭課) 三一

岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例

(建築指導課) 三三

岐阜県青少年健全育成条例及び岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

(生活安全総務課) 三三

岐阜県花きの振興に関する条例

(議事調査課) 三三

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例

(同) 三五

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例(条例第五一号)

一 合同会社土岐アクアシルヴァからの寄附金を原資として、少子化対策の推進に関する事業に要する資金に充てるため、ぎふつこ応援基金を設置することとした。(第二条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例(条例第五二号)

一 「地方自治法」の一部改正に鑑み、自治紛争処理委員が処理方を定めるため出頭を求めた当事者及び関係人に対して旅費を支給することとした。(第一条関係)

二 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金条例の一部を改正する条例(条例第五三号)

一 岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金の存続期限を平成二八年三月三一日から平成二九年三月三一日に延長することとした。(附則第一項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

核融合科学研究所安全監視委員会設置条例(条例第五四号)

一 大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所(以下「研究所」という。)の周辺における環境を保全するとともに、住民の安全を確保するため、核融合科学研究所安全監視委員会(以下「委員会」という。)を多治見市、瑞浪市及び土岐市(以下「関係市」という。)と共同設置することとした。(第一条関係)

二 委員会の所掌事務は、次の事項について調査審議することとした。(第二条関係)

- 1 研究所の周辺における環境の保全に必要な監視及び測定に関すること。
- 2 研究所における災害及び事故の防止に関すること。
- 3 研究所又はその周辺において発生した大規模災害又は事故への研究所による対応の状況に関すること。

4 1から3までのほか、研究所の周辺における環境の保全及び住民の安全の確保に関し、委員会が必要と認めること。

三 委員の報酬の額等は、知事及び関係市の長が協議して定めることとした。(第三条関係)

四 この条例は、平成二六年一月一日から施行することとした。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第五五号)

一 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく医療費助成に係る支給認定申請の受付等の事務を岐阜市に移譲することとした。(別表第一関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(条例第五六号)

一 薬物の濫用の防止について必要な規制を行うこと等により、県民の健康及び安全を守り、もって県民が平穩に、かつ、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)

二 県の責務等(第三条及び第五条、第八条関係)

1 県は、薬物の濫用の防止に関する総合的な施策を策定し、及び実施することとした。

2 県は、国、他の地方公共団体等と連携協力して、施策の推進に取り組むこととした。

3 県は、薬物の濫用の防止に関する体制の整備、調査研究、県民への情報提供等を行うこととした。

四 県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するとともに、県の施策に協力するよう努めなければならないこととした。(第四条関係)

四 知事は、法律で規制されている薬物以外の薬物で、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを指定薬物として指定することができる(指定をしよつとするときは、あらかじめ、岐阜県薬物指定審査会の意見を聴くものとする。)(こととした)。

また、当該薬物が法律で規制される薬物に該当することとなった場合は、指定の効力を失うこととした。(第九条及び第十条関係)

五 何人も、次に掲げる行為をしてはならない(1から4までについては、正当な理由がある場合を除く。)(こととした。(第一一条関係)

1 四により知事が指定する薬物(以下「知事指定薬物」という。)(を製造し、

- 又は栽培すること。
- 2 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。）。
- 3 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。
- 4 知事指定薬物を所持し、購入し、譲り受け、又は使用すること。
- 5 多数の者が集まって知事指定薬物をみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。
- 6 知事は、五の禁止行為を行った者に対し、警告を発することができることとした。（第二一条関係）
- 七 製造中止等の命令（第一三一条関係）
  - 1 知事は、五1から4までの禁止行為に対する警告に従わない者に対し、知事指定薬物の製造等の中止又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。
  - 2 知事は、次のいずれかに該当するときは、六の警告を発することなく、1の命令を行うことができることとした。
    - (一) 薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合において、警告を発する時間的余裕がないとき。
    - (二) 五1から4までの禁止行為を行った者が、過去に六の警告を受けたことがあるとき。
- 八 知事は、薬物の濫用により、県民の健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、知事指定薬物として指定する前に、当該薬物の製造等をする者に対し、その製造等の中止又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができることとした。（第一四一条関係）
- 九 知事指定薬物の指定に関する事項、八の勧告に関する事項等について調査審議するため、岐阜県薬物指定審査会を置くこととした。（第一五一条関係）
- 十 報告徴収、収去、立入検査等（第一六一条関係）
  - 1 知事は、五の禁止行為を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告を求め、又はその職員に、知事指定薬物又はこれに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を収去させることができることとした。
  - 2 知事又は公安委員会は、その職員又は警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立入検査等をさせることができることとした。

- 十一 罰則について規定することとした。（第一八条、第二一条関係）
  - 1 二年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金
  - 五1又は2の禁止行為に係る七の命令に違反した者
  - 2 一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金
    - (一) 五1又は2の禁止行為に違反した者
    - (二) 五3又は4の禁止行為に係る七の命令に違反した者
  - 3 六月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金
  - 五3又は4の禁止行為に違反した者
  - 4 二〇万円以下の罰金
- 十二 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、五から七まで、十及び十一は、平成二六年二月一日から施行することとした。
- 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第五七号）「薬事法」の一部改正に伴い、次の六条例について規定の整備等を行うこととした。
  - 1 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（第一一条関係）
    - (一) 医療機器の製造業について許可制から登録制に簡素化されたことに伴い、許可に係る手数料を廃止し、登録に係る次の手数料を新たに徴収することとした。

手数料の名称	改 定 前		改 定 後	
	区 分	額（一件につき）	区 分	額（一件につき）
医療機器等製造業登録申請手数料				
医療機器等製造業登録更新申請手数料				
医療機器等製造業登録更新申請手数料	単 位	手数料の額	単 位	手数料の額
	一件につき	三七、八〇〇円	一件につき	二九、一〇〇円

(二) 許可制の区分変更に伴い、医薬品等製造販売業許可更新申請手数料から、医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新に係る手数料を次のように区分し、額を改定することとした。

区分	手数料の額 (一件につき)	改定前	改定後
一般製造所に係るもの(製造販売の承認を受けようとするとき、又は輸出用医薬品等を製造しようとするときに受けるものに限る。)	二八、七〇〇円	三二、六〇〇円	
包装等製造所に係るもの(製造販売の承認を受けようとするとき、又は輸出	一三、三〇〇円	一四、三〇〇円	

(三) 医薬品等適合性調査手数料の額を次のように改定することとした。

区分	手数料の額 (一件につき)	改定前	改定後
第一種医療機器製造販売業に係るもの	一三八、二〇〇円	一四〇、〇〇〇円	
第二種医療機器製造販売業に係るもの	一一五、五〇〇円	一二六、八〇〇円	
第三種医療機器製造販売業に係るもの	七〇、〇〇〇円	七四、七〇〇円	
体外診断用医薬品製造販売業に係るもの	一一六、八〇〇円		

手数料の名称	区分	手数料の額
再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	第一種医療機器製造販売業に係るもの	九八、八〇〇円
再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料	第一種医療機器製造販売業に係るもの	一〇五、〇〇〇円
再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	第二種医療機器製造販売業に係るもの	七〇〇円を加えた
再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料	第二種医療機器製造販売業に係るもの	七〇〇円を加えた
再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	第三種医療機器製造販売業に係るもの	五八、二〇〇円
再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料	第三種医療機器製造販売業に係るもの	六二、七〇〇円
再生医療等製品製造販売業許可申請手数料	体外診断用医薬品製造販売業に係るもの	二七、八〇〇円
再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料	体外診断用医薬品製造販売業に係るもの	二八、一〇〇円

(四) (二)のほか、許可制の区分変更に伴い、医薬品等に係る手数料から、医療機器及び再生医療等製品に係るものを区別して次のとおり定めることとした。

用医薬品等を製造しようとするときに受けるものに限る。)	九八、八〇〇円	一〇五、〇〇〇円
無菌等製造所に係るもの(製造販売の承認の取得後又は輸出用医薬品等の製造開始後期間を経過することを受けるものに限る。)	七〇〇円を加えた	七〇〇円を加えた
一般製造所に係るもの(製造販売の承認の取得後又は輸出用医薬品等の製造開始後期間を経過することを受けるものに限る。)	五八、二〇〇円	六二、七〇〇円
包装等製造所に係るもの(製造販売の承認の取得後又は輸出用医薬品等の製造開始後期間を経過することを受けるものに限る。)	二七、八〇〇円	二八、一〇〇円

- (五) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。(第二条、第六条関係)
  - (一) 岐阜県薬事審議会設置条例
  - (二) 岐阜県食品安全基本条例
  - (三) 岐阜県農林関係手数料徴収条例
  - (四) 岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
  - (五) 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例
- 二 この条例は、平成二六年一月二五日から施行することとした。
- 岐阜県介護保険審査会の公益を代表する委員の員数を定める条例の一部を改正する条例(条例第五八号)
- 一 「介護保険法」の一部改正に伴い、要介護認定等に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体を構成する委員の定数(三人)を定めることとした。(第二条関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第五九号)
- 一 岐阜県介護職員処遇改善等臨時特例基金の存続期限を平成二六年二月三一日から平成二七年二月三一日に延長することとした。(附則第二項関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第六〇号)
- 一 岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の存続期限を平成二六年二月三一日から平成二七年二月三一日に延長することとした。(附則第二項関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例(条例第六一号)
- 一 「介護保険法」の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定めることとした。(本則関係)
- 二 この条例は、平成二七年四月一日から施行することとした。

岐阜県民生委員定数条例(条例第六二号)

- 一 「民生委員法」の一部改正に伴い、市町村の区域ごとに民生委員の定数を定めることとした。(本則関係)
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第六三号)

- 一 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めることとした。(本則関係)
- 二 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

岐阜県児童福祉審議会条例の一部を改正する条例(条例第六四号)

- 一 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴い、岐阜県児童福祉審議会の所掌事務に、幼保連携型認定こども園に関する調査審議を加えることとした。(第一条関係)
- 二 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例(条例第六五号)

- 一 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の配置基準を次のとおり見直すこととした。(第六条関係)

現	区 分	行	改 正		後
			区 分	配置基準	
満三歳以上の子ども うち短時間利用児(一日四時間程度利用する子ども)	三五人につき 職員一人	配置基準	満三歳以上満四歳未満 の子ども	配置基準	二〇人につき 職員一人
満三歳以上満四歳に満たない子ども	二〇人につき 職員一人				

時間利用児(一日八時間程度利用する子ども)	以上		以上
満四歳以上の子どものうち長時間利用児	三〇人以上 き職員一人 以上	満四歳以上の子ども	三〇人以上 き職員一人 以上

- 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
  - 三 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
- 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第六六号)
- 一 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、保育所に係る設備及び運営に関する基準を次のとおり改めることとした。
    - 1 施設の運営についての重要事項(提供する保育の内容、職員の職種、員数及び職務の内容、苦情に対応するために講ずる措置に関する事項等)に関する規程を定めておかなければならないこととした。(第二七条関係)
    - 2 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を四階以上に設置する場合の避難用階段等の設置要件を緩和することとした。(第四四条関係)
    - 3 業務の質の評価を行うことを義務付けることとした。(第五〇条関係)
  - 二 その他所要の規定の整理を行うこととした。
  - 三 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとした。
- 岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第六七号)
- 一 「母子及び寡婦福祉法」の一部改正に伴い、次の二条例について規定の整理を行うこととした。
    - 1 岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
    - 2 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
  - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例(条例第六八号)

- 一 条例による大規模建築物の敷地の接道義務等の適用対象区域に、準都市計画区域を加えることとした。(第二条関係)
  - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県青少年健全育成条例及び岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例(条例第六九号)
- 一 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の一部改正に伴い、次の二条例について所要の規定の整理を行うこととした。
    - 1 岐阜県青少年健全育成条例
    - 2 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例
  - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県花きの振興に関する条例(条例第七〇号)
- 一 花きの振興について、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、花きの振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、花きの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で心豊かな生活の確保及び美しい郷土づくりに寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)
  - 二 花きの振興は、花きを活用することにより、県民の心身の健康の増進及び豊かな人間性の涵養に資することを旨として推進されなければならないことを基本理念とすることとした。(第三条関係)
  - 三 県の責務、県民等の役割、県と市町村との連携及び県の推進体制について規定することとした。(第四条、第七条関係)
  - 四 県は、「花きの振興に関する法律」に規定する振興計画の策定又は変更に当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする(第八条関係)
  - 五 県は、花きの文化の振興を図るため、花きに関する伝統の継承、花きの新たな文化の創出等に対する支援、花きに関する知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする(第九条関係)
  - 六 県民の間に花きについての関心と理解を深めるとともに、積極的に花きを活用する意欲を高めるため、花きの日(八月七日)を設けることとした。(第一〇条関係)
  - 七 県は、園芸福祉及び花育を推進するため、必要な施策を講ずるものとする(七)

とした。(第一条及び第二条関係)

八 県は、県内における花きの十分かつ安定的な供給のために必要な施策を講ずるものとする。とした。(第三条関係)

九 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例(条例第七一号)

一 議会の議決の対象とする県の基本計画等に、国土強靱化<sup>じょうじん</sup>に関する計画を新たに加えることとした。(第一条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十一号

岐阜県積立基金条例の一部を改正する条例

岐阜県積立基金条例(昭和三十九年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。  
第二条の表岐阜県有建物再建準備基金の項の次に次のように加える。

ぎふつこ応援基金	合同会社土岐アクアシルヴァからの寄附金を原資として、少子化対策の推進に関する事業に要する資金に充てるため	知事が定める額
----------	--	---------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十二号

岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例

岐阜県職員等旅費条例(昭和三十二年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第五号中「第二百五十一条の二第九項」の下に「及び第二百五十一条の三の二第四項」を加える。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十三号

岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金条例の一部を改正する条例

岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金条例(平成二十五年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

核融合科学研究所安全監視委員会設置条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十四号

核融合科学研究所安全監視委員会設置条例

(設置)

第一条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所(以下「研究所」という。)の周辺における環境を保全し、及び住民の安全を確保するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の七第一項の規定により、岐阜県、多治見市、瑞浪市及び土岐市(以下「関係県市」という。)が共同設置する同法第三百三十八条の四第三項に規定する知事の附属機関として、核融合科学研究所安全監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 研究所の周辺における環境の保全に必要な監視及び測定に関すること。
- 二 研究所における災害及び事故の防止に関すること。
- 三 研究所又はその周辺において発生した大規模災害又は事故への研究所による対応の状況に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、研究所の周辺における環境の保全及び住民の安全の確保に関し、委員会が必要と認めること。

(委員の報酬等)

第三条 委員会の委員の報酬の額は、岐阜県各種委員等給与条例(昭和二十三年岐阜県条例第四十八号)以下「委員等給与条例」という。(第二条第二項の規定にかかわらず、日額三万二千円を超えない範囲内において、関係県市の長が協議して定める。

2 委員会の委員の費用弁償の額は、委員等給与条例第四条の規定にかかわらず、関係県市の常勤の職員に支給する通勤手当又は旅費の額との権衡を考慮して、関係県市の長が協議して定める。

3 前二項の報酬及び費用弁償の支給方法は、委員等給与条例第四条及び第十条の規定にかかわらず、関係県市の長が協議して定める。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、関係県市の長が協議して定める。

附 則

この条例は、平成二十六年十一月一日から施行する。

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十五号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一五十四の項の次に次のように加える。

<p>五十四の二 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)以下この項において「法」という。)に</p>	<p>1 法第六条第一項の規定により支給認定の申請を受けること。 2 法第十条第一項の規定により支給認定の変更の申請を受けること。 3 前二号に掲げるもののほか、法の施行のための厚生労働省令に基づく支給認定に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	岐阜市
---	---	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十六号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、薬物の濫用の防止について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策に関する基本的な事項を定め、及び必要な規制等を行うことにより、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守り、もって県民が平穩に、かつ、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第一条に規定する大麻

二 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚醒剤及び同条第五項に規定する覚醒剤原料

三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬

四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしがら

五 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定する物

六 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十四項に規定する指定薬物

七 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物

(県の責務)

第三条 県は、薬物の濫用の防止に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体と連携を図りながら協力して、薬物の濫用の防止に関する施策の推進に取り組むものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第五条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

2 知事及び公安委員会は、相互に連携し、及び協力して、薬物の濫用の防止に関する調査、指導その他の措置を講ずるものとする。

(調査研究等)

第六条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物に関する調査研究を行うとともに、薬物に係る試験及び検査に関する研究開発を推進するものとする。

(情報の提供)

第七条 県は、薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守るため、県民に必要な情報を提供するものとする。

(教育及び啓発)

第八条 県は、県民が薬物の危険性に関する正しい知識に基づき行動することができるよう、教育及び啓発に努めるものとする。

(知事指定薬物の指定)

第九条 知事は、第二条第七号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ第十五条第一項の岐阜県薬物指定審査会の意見を聴くものとする。ただし、県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、あらかじめその意見を聴く時間的余裕がないときは、この限りでない。

3 知事は、前項ただし書の場合において、第一項の規定による指定をした後は、速やかに、その指定に係る事項を第十五条第一項の岐阜県薬物指定審査会に報告しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示することにより行うものとする。

(指定の失効)

第十条 前条第一項の規定による指定は、知事指定薬物が第二条第一号から第六号までに掲げる薬物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失うときは、当該知事指定薬物の名称、失効の理由その他必要な事項を告示するものとする。

3 第十八条から第二十二条までの規定は、第一項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした行為についても、適用する。

(製造等の禁止)

第十一条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

一 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。

二 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること(県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。)

三 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。

四 知事指定薬物を所持し、購入し、譲り受け、又は使用すること(第二号に該当する場合を除く。)

五 多数の者が集まって知事指定薬物をみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

(警告)

第十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

一 前条第一号の規定に違反して知事指定薬物を製造し、又は栽培した者

二 前条第二号の規定に違反して知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持した者(県の区域外における販売又は授与の目的で所持した者を含む。)

三 前条第三号の規定に違反して知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告した者

四 前条第四号の規定に違反して知事指定薬物を所持し、購入し、譲り受け、又は使用した者

五 前条第五号の規定に違反して場所を提供し、又はあつせんした者

2 知事は、前項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当する者が法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても、警告を発することができる。

3 前二項の警告は、書面を交付することにより行うものとする。

(製造中止等の命令)

第十三条 知事は、前条第一項の警告(同項第五号に係るものを除く。以下この条において同じ。)に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受け若しくは使用の中止(以下「知事指定薬物の製造等の中止」という。)を命じ、又は相当の期限を定めて知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者に対し、同項の警告を発することなく、知事指定薬物の製造等の中止を命じ、又は相当の期限を定めて知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 薬物の濫用による危害から県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合において、前条第一項の警告を発する時間的余裕がないとき。

二 前条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者が、過去に同項の警告を受けたことがあるとき。

(緊急時の勧告)

第十四条 知事は、第二条第七号に掲げる薬物の濫用により、県民の健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、第九条第一項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、購入し、譲り受け、又は使用する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行ったときは、県民に当該勧告に係る薬物に関する情報を提供するものとする。

3 知事は、第一項の規定による勧告を行ったときは、速やかに、その旨を次条第一項の岐阜県薬物指定審査会に報告し、その意見を聴くものとする。

(岐阜県薬物指定審査会)

第十五条 第九条第一項の規定による知事指定薬物の指定に関する事項、前条第一項の規定による勧告に関する事項その他の第二条第七号に掲げる薬物の危険性に関する事項について調査審議させるため、岐阜県薬物指定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員五人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（立入検査等）

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十一条各号に掲げる行為を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他の必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは知事指定薬物等を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、公安委員会規則で定める警察職員に、知事指定薬物等を業務上取り扱う場所その他の必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする者は、第一項の職員は規則で、前項の警察職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で

定める。

（罰則）

第十八条 第十三条の規定による命令（第十二条第一項第一号又は第二号に係るものに限る。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一号又は第二号の規定に違反した者

二 第十三条の規定による命令（第十二条第一項第三号又は第四号に係るものに限る。）に違反した者

第二十条 第十一条第三号又は第四号の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 第十六条第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第三項、第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十八条から第二十二条までの規定は、平成二十六年十二月一日から施行する。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十七号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一二十七の表中「薬事法の」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の」に改め、同表一の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表三の項中「医薬品等の」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品」に改め、同項第三号中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「第三条第三号」を「第三条ただし書」に改め、同項第七号から第九号までを削り、同表四の項中「医薬品等の」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品の」に改め、同項第三号中「第三条第三号」を「第三条ただし書」に改め、同項第七号から第九号までを削り、同表五の項中「医薬品等の」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品の」に改め、同項第一号イ中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同号ロ中「及び第二項第二号」を削り、同号ハ中「及び第二項第三号」を削り、同号ニ中「第三条第三号」を「第三条ただし書」に改め、同項第二号イ中「第二十六条第三項第一号」を「第二十六条第二項第一号」に改め、同号ロ中「第二十六条第三項第二号」を「第二十六条第二項第二号」に改め、同項第三号イ中「第二十六条第四項第一号」を「第二十六条第三項第一号」に改め、同号ロ中「第二十六条第四項第二号」を「第二十六条第三項第二号」に改め、同項第四号を削り、同表六の項中「医薬品等の」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品の」に改め、同項第一号ロ中「及び第二項第二号」を削り、同号ハ中「及び第二項第三号」を削り、同号ニ中「第三条第三号」を「第三条ただし書」に改め、同項第二号イ中「第二十六条第三項第一号」を「第二十六条第二項第一号」に改め、同号ロ中「第二十六条第三項第二号」を「第二十六条第二項第二号」に改め、同項第三号イ中「第二十六条第四項第一号」を「第二十六条第三項第一号」に改め、同項第四号を削り、同表七の項中「医薬品等の」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品の」に改め、「追加の」の下に「許可の」を加え、「医薬品等製造業許可区分変更等申請手数料」を「医薬品等製造業許

可区分変更等許可申請手数料」に改め、同項第一号ロ中「及び第二項第二号」を削り、同号ハ中「及び第二項第三号」を削り、同項第二号イ中「第二十六条第三項第一号」を「第二十六条第二項第一号」に改め、同号ロ中「第二十六条第三項第二号」を「第二十六条第二項第二号」に改め、同号ハ中「第二十六条第三項第三号」を「第二十六条第二項第三号」に改め、同項第三号イ中「第二十六条第四項第一号」を「第二十六条第三項第一号」に改め、同号ロ中「第二十六条第四項第二号」を「第二十六条第三項第二号」に改め、同項第四号を削り、同表八の項中「医薬品等の」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品の」に改め、同項第四号中「第三条第三号」を「第三条ただし書」に改め、同表九の項中「医薬品等の」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品の」に改め、同項第一号中「第三項第一号又は第五項第二号」を「又は第二項第一号」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「化粧品若しくは医療機器」を「若しくは化粧品」に、「四八、八〇〇」を「五三、一〇〇」に改め、同項第二号中「第三項第二号、第四項第一号若しくは第五項第三号」を「若しくは第三項第一号」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「二八、七〇〇」を「三一、六〇〇」に改め、同項第三号中「第三項第三号、第四項第二号又は第五項第四号」を「又は第三項第二号」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「一三、三〇〇」を「一四、三〇〇」に改め、同項第四号中「九八、八〇〇円」を「一〇五、〇〇〇円」に改め、同項第五号中「五八、二〇〇円」を「六二、七〇〇円」に改め、同項第六号中「二七、八〇〇円」を「二八、一〇〇円」に改め、同表十の項中「医薬品等の」を「医薬品、医薬部外品又は化粧品の」に改め、同項第四号中「第三条第三号」を「第三条ただし書」に改め、同表二十四の項から二十九の項までを削り、同表二十三の項中「追加の」の下に「許可の」を加え、「医療機器修理業許可区分変更等申請手数料」を「医療機器修理業許可区分変更等許可申請手数料」に改め、同項を同表二十九の項とし、同表中二十二の項を二十八の項とし、二十一の項を二十七の項とし、同表二十の項中「貸与業」を「貸与業」に改め、同項を同表二十六の項とし、同表十九の項中「貸与業」を「貸与業」に改め、同項を同表二十五の項とし、同表中十八の項を二十四の項とし、十一の項から十七の項までを六項ずつ繰り下げ、同表十の項の次に次のように加える。

十一 法第二十三條の二	医療機器等製造販売業許可	1 第一種医療機器製造販売業に係るもの	一件につき	一四九、八〇〇
定する医療	申請手数	2 第一種医療機器	一件につき	一三一、六〇〇

<p>十四 法第二十三條の二の三第三項に規定する医療機器又</p>	<p>十三 法第二十三條の二の三第一項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査</p>	<p>十二 法第二十三條の二第二項に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業に係る許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>						
			<p>料</p>	<p>料</p>	<p>料</p>	<p>料</p>	<p>料</p>		
<p>申請手数料</p>	<p>登録申請手数料</p>	<p>更新申請手数料</p>	<p>製造販売業に係るもの</p>	<p>3 第三種医療機器製造販売業に係るもの</p>	<p>2 第二種医療機器製造販売業に係るもの</p>	<p>1 第一種医療機器製造販売業に係るもの</p>	<p>4 体外診断用医薬品製造販売業に係るもの</p>	<p>3 第三種医療機器製造販売業に係るもの</p>	<p>4 体外診断用医薬品製造販売業に係るもの</p>
<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>
<p>二九、一〇〇</p>	<p>三七、八〇〇</p>	<p>一一六、八〇〇</p>	<p>七四、七〇〇</p>	<p>一一六、八〇〇</p>	<p>一四〇、〇〇〇</p>	<p>一三一、六〇〇</p>	<p>九五、二〇〇</p>	<p>一三一、六〇〇</p>	<p>一三一、六〇〇</p>

別表第二十七の表に次のように加える。

<p>三十一 法第四十條の五</p>	<p>三十 法第四十條の五第一項に規定する再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>十六 法第二十三條の二第二項に規定する再生医療等製品の製造販売業に係る許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>十五 法第二十三條の二第一項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>は体外診断用医薬品の製造業に係る登録の更新の申請に対する審査</p>
<p>再生医療等製品販売</p>	<p>再生医療等製品販売業許可申請手数料</p>	<p>再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>再生医療等製品製造販売業許可申請手数料</p>	<p>再生医療等製品製造販売業許可申請手数料</p>
<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>	<p>一件につき</p>
<p>一一、〇〇〇</p>	<p>二九、〇〇〇</p>	<p>一三八、二〇〇</p>	<p>一四九、八〇〇</p>	<p>一四九、八〇〇</p>

<p>三十三の項、三の項、五の項、十一の項、十三の項、十五の項、十七の項、二十四の項、二十五の項、二十七の項又は三十の項に規定する許可又は登録に係る</p>	<p>三十一の項、三の項、五の項、十一の項、十三の項、十五の項、十七の項、二十四の項、二十五の項、二十七の項又は三十の項に規定する許可又は登録に係る許可証等の書換え交付</p>	<p>第四項に規定する再生医療等製品の販売業に係る許可の更新の申請に対する審査 売業許可更新申請手数料</p>
	<p>薬局開設許可証等書換え交付手数料</p>	
<p>一通につき</p>	<p>一通につき</p>	
<p>二、九〇〇</p>	<p>二、〇〇〇</p>	
<p>許可証等の再交付</p> <p>(岐阜県薬事審議会設置条例の一部改正)      第二条 岐阜県薬事審議会設置条例(昭和三十六年岐阜県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。      第一条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。      (岐阜県食品安全基本条例の一部改正)      第三条 岐阜県食品安全基本条例(平成十五年岐阜県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。      前文中「もと」を「下」に、「すべて」を「全て」に改める。      第二条第一項中「すべて」を「全て」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。      第三条第二項、第五条第一項及び第十一条第一項中「すべて」を「全て」に改める。      (岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部改正)      第四条 岐阜県農林関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。      別表十一の表中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。      (岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)      第五条 岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十一号)の一部を次のように改正する。      第十九条第六号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。      (岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)      第六条 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。      第二条第六号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第一条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。</p> <p>附 則</p>		

1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 第一条による改正後の岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例別表第一二十七の表九の項の規定（法第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する調査の申請に対する審査に係る部分に限る。）は、施行日以後にされた薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の承認の申請に係る同条第六項に規定する調査の申請に対する審査について適用し、施行日前にされた改正法附則第六十三条第二号に掲げる旧薬事法第十四条第一項の承認の申請であつて、改正法の施行の際、承認をするかどうかの処分がなされていないものに係る同条第六項に規定する調査の申請に対する審査については、なお従前の例による。

岐阜県介護保険審査会の公益を代表する委員の員数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十八号

岐阜県介護保険審査会の公益を代表する委員の員数を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県介護保険審査会の公益を代表する委員の員数を定める条例（平成十一年岐阜県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「員数」を「員数等」に改め、本則中「平成九年法律第百二十三号」の下に「以下「法」という。」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「公益を代表する委員の員数」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（法第百八十九条第二項の合議体を構成する委員の定数）

第二条 法第百八十九条第三項の規定により条例で定める同条第二項の合議体を構成する委員の定数は、三人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県介護職員処遇改善等臨時特別基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第五十九号

岐阜県介護職員処遇改善等臨時特別基金条例の一部を改正する条例

岐阜県介護職員処遇改善等臨時特別基金条例（平成二十一年岐阜県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特別基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十号

岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特別基金条例の一部を改正する条例

岐阜県介護基盤緊急整備等臨時特別基金条例（平成二十一年岐阜県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年十二月三十一日」を「平成二十七年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第六十一号

岐阜県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）

第四十七条第一項第一号、第七十九条第二項第一号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第八十一条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）の例による。

(指定居宅介護支援事業者の指定等に関する基準)

第三条 指定居宅介護支援事業者の指定又は指定の更新に関する基準として法第七十九条第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。

(基本方針)

第四条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十條の七の二に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

(従業者の員数)

第五条 指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援事業所ごとに置くべき指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員（以下次条第二項を除き、単に「介護支援専門員」という。）の員数は、一以上とする。

2 介護支援専門員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

3 介護支援専門員であつて常勤であるものの員数の基準は、利用者の数が三十五又はその端数を増すことに一とする。

(管理者)

第六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項の管理者は、介護支援専門員でなければならない。

3 第一項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

二 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

(内容及び手続の説明及び同意)

第七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十一条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第四条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第五項に規定するところにより、当該利用

申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を次に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、第三項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第三項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式

6 前項の承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第八条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由がなく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第九条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格並びに要介護認定の有無及び有効期間を確かめるものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

第十一条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第十二条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第十三条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した場合にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サー

ピス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十四条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第一項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の取扱方針)

第十五条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に、次に掲げるところにより指定居宅介護支援を提供させるものとする。

一 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

二 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。

4 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めさせなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により、指定介護

予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(居宅サービス計画の作成等)

第十六条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に、次に掲げるところにより、居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させなければならない。

一 利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにすること。

二 利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めること。

三 適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。

四 前号の規定による解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ること。

五 利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。

六 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について

利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。

七 居宅サービス計画を作成した場合には、当該居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）に交付すること。

八 居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行うこと。

イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

九 居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。

十 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。

十一 居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。

十二 利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨（同条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って作成すること。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に、前項各号に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより、居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

一 作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。

二 サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共にするとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

三 居宅サービス計画の作成後、モニタリングを行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

四 次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

イ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

ロ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

五 介護保険施設等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があつた場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。

六 居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うこと。

3 第一項第一号から第七号まで並びに前項第一号及び第二号の規定は、同項第三号の居宅サービス計画の変更について準用する。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第十七条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項の国民健康保険団

体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)  
 第十八条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)  
 第十九条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由がなく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の業務)  
 第二十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の管理者に、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わせなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の管理者に、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に第七条から第三十二条までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わせるものとする。

(運営規程)

第二十一条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所)ことに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)  
 第二十二条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所)ことに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所)ことに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)  
 第二十三条 指定居宅介護支援事業所)には、事業を行うために必要な広さの区画を設けるとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)  
 第二十四条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示等)  
 第二十五条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の重要事項について、指定居宅介護支援事業所の

ホームページに掲載する等周知に努めなければならない。

(秘密保持等)

第二十六条 指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の事業を行うに当たっては、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがあってはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第二十七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第二十八条 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等(当該指定居宅介護支援事業所の管理者が行う指示等を含む。)を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等(指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が行う指示等を含む。)を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益の收受(当該指定居宅介護支援事業者の従業者が行う收受を含む。)をしてはならない。

(苦情への対応等)

第二十九条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第六項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十一条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所にことし経理を区分することともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければ

ばならない。

(記録の整備)

第三十二条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日(第二号に掲げる記録にあつては、当該指定居宅介護支援を提供した日の属する月の翌月の末日)から五年間保存しなければならない。

一 第十六条第二項第三号の指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 個々の利用者ごとに作成する居宅介護支援台帳に記録する次に掲げるもの

イ 居宅サービス計画

ロ 第十六条第一項第四号に規定するアセスメントの結果の記録

ハ 第十六条第一項第八号に規定するモニタリングの結果の記録

ニ 第十六条第二項第二号のサービス担当者会議等の記録

三 第十九条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第二十九条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 第三十条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第三十三条 第四条から前条までの規定(第二十九条第六項及び第七項を除く。)は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十一条」とあるのは、「第三十三条において準用する第二十一条」と、第十三条

第一項中「指定居宅介護支援(法第四十六条第四項の規定により居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは、「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは、「法第四十七条第三項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

岐阜県民生委員定数条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十二号

岐阜県民生委員定数条例

民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)第四条第一項の規定により市町村の区域ごとに条例で定める民生委員の定数は、次の表のとおりとする。

市町村の区域	定数
大垣市	三五九人
高山市	二二一人
多治見市	二〇八人
関市	一九九人
中津川市	二二五人
美濃市	六〇人
瑞浪市	九三人
羽島市	二二五人
恵那市	一四一人
美濃加茂市	一〇〇人
土岐市	一五一人
各務原市	二二九人
可児市	一八一人
山県市	七五人
瑞穂市	七三人
飛驒市	八二人
本巣市	七五人
郡上市	一四〇人

下呂市	一一五人
海津市	七六人
岐南町	四四人
笠松町	四九人
養老町	五九人
垂井町	四六人
関ヶ原町	二二人
神戸町	三四人
輪之内町	一八人
安八町	二七人
揖斐川町	七三人
大野町	三八人
池田町	四〇人
北方町	三三人
坂祝町	二〇人
富加町	一四人
川辺町	二〇人
七宗町	一八人
八百津町	三〇人
白川町	二八人
東白川村	一二人
御嵩町	三八人
白川村	一〇人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十三号

岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(学級の編制の基準)

第三条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一 学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第四条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区

分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時二人を下つてはならない。

園 児 の 区 分	員 数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

- 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- 三 一の項及び二の項に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十二条第一項において読み替えて準用する岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第四十五条第一項（後段を除く。第六条第三項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

- 5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
  - 一 副園長又は教頭
  - 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

三 事務職員

（園舎及び園庭）

第五条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十二条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十四条第三項第一号、第二号及び第六号に掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて、第十二条第一項において準用する児童福祉施設基準条例第四十四条第三項第二号から第八号までに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
一 学級	百八十平方メートル
二 学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積

二 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積	積
二 学級以下	三十平方メートル	面積
	に三百三十平方メートルを加えて得た面積	積

三学級以上 八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積

口 満三歳以上の園児一人につき三・三平方メートル  
 二 満二歳以上満三歳未満の園児一人につき三・三平方メートル  
 (園舎に備えるべき設備)

第六条 園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
  - 二 乳児室又はほふく室
  - 三 保育室
  - 四 遊戯室
  - 五 保健室
  - 六 調理室
  - 七 便所
  - 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下ってはならない。

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十二条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十五条第一項に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

- 一 乳児室又はほふく室 満二歳未満の園児一人につき三・三平方メートル
  - 二 保育室又は遊戯室 満二歳以上の園児一人につき一・九八平方メートル
- 7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

- 一 放送聴取設備
- 二 映写設備
- 三 水遊び場
- 四 園児清浄用設備
- 五 図書室
- 六 会議室

(園具及び教具)

第七条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第八条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下ってはならないこと。
- 二 教育に係る標準的な一日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、四時間とし、園児の心身の発達の種類、季節等に適切に配慮すること。
- 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、一日につき八時間を原則とすること。

2 前項第三号の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第九条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する

力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

( 掲 示 )

第十条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

( 学 校 教 育 法 施 行 規 則 の 準 用 )

第十一条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十四条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)(が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

( 児 童 福 祉 施 設 基 準 条 例 の 準 用 )

第十二条 児童福祉施設基準条例第三条、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条(第四項ただし書を除く)、第十九条、第二十条第一項、第三項及び第四項、第四十四条第三項、第四十五条第一項(後段を除く。)並びに第四十九条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読 み 替 え る 字 句
第三条第一項及び第二項	この条例	岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
第四条第一項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下「園児」という。)
第四条第二項及び第三項	児童の	園児の

第十四条第五項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第五条第一項及び第八条第一項	入所している者	園児
第十条並びに第十四条第二項及び第三項	又は入所 入所中の児童	又は入園 園児
第十条	当該児童	当該園児
第十一条	その長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長(以下「園長」という。)
第十二条	入所中の児童等(法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条	法第四十七条
第十四条第一項	その児童等	園児
第九條	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
第十九條	利用者 社会福祉施設	学校、社会福祉施設等

第二十条第一項	援助	教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1364 1413 1433 1473">保育</td> <td data-bbox="1364 1653 1433 1805">教育及び保育</td> </tr> </table>	保育	教育及び保育
保育	教育及び保育				
第二十条第三項	入所している者 援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る	園児 教育及び保育並びに子育ての支援について、			
第四十四条第三項 又は遊戯室	又は遊戯室	、遊戯室又は便所			
第四十四条第三項第一号	耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）	耐火建築物			
第四十四条第三項第一号	施設又は設備	設備			
第四十四条第三項第二号	施設及び設備	設備			
第四十四条第三項第六号	乳幼児	園児			
第四十五条第一項	第十四条第一項	岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第十二条第一項において読み替えて準用する第十四条第一項			
第四十九条	乳幼児 その長 入所している乳幼児	園児 園児 園長 園児			

2 児童福祉施設基準条例第九条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第十三条 幼稚園設置基準（昭和三十一年文部省令第三十二号）第七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第一項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 みなし幼保連携型認定こども園（改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園）（改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。

<p>第五項 第五項第七</p>	<p>一次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積</td> </tr> <tr> <td>二学級 以下</td> <td>三十平方メートルに 学級数から一を減じ</td> </tr> </table>	学級数	面積	二学級 以下	三十平方メートルに 学級数から一を減じ	<p>一次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積</td> </tr> <tr> <td>二学級 以下</td> <td>三十平方メートルに 学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平</td> </tr> </table>	学級数	面積	二学級 以下	三十平方メートルに 学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平	<p>読み替える規定</p> <p>読み替えられる字句</p> <p>読み替える字句</p>
学級数	面積										
二学級 以下	三十平方メートルに 学級数から一を減じ										
学級数	面積										
二学級 以下	三十平方メートルに 学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平										
<p>第五項第三</p>	<p>第十二条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十四条第三項第一号、第二号及び第六号に掲げる要件を満たす</p>	<p>耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える</p>	<p>読み替える規定</p> <p>読み替えられる字句</p> <p>読み替える字句</p>								
<p>第六項第六</p>	<p>次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 乳児室又はほふく室 満二歳未満の園児一人につき三・三平方メートル</li> <li>二 保育室又は遊戯室 満二歳以上の園児一人につき一・九八平方メートル</li> </ul>	<p>口 満三歳以上の園児一人につき三・三平方メートル</p>	<p>読み替える規定</p> <p>読み替える字句</p> <p>読み替える字句</p>								
<p>第五項第三</p>	<p>第十二条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例</p>	<p>児童福祉施設基準条例</p>	<p>読み替える規定</p> <p>読み替えられる字句</p> <p>読み替える字句</p>								

次項において同じ。）の職員配置については、第四条第三項の規定にかかわらず、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第五条から第七条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第四条第三項の規定の適用については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、同項の表備考第一号中「かつ」とあるのは、「又は」とすることができ。

5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第五条第三項及び第七項並びに第六条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第五条第三項、第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第五條第六項</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積</td> </tr> <tr> <td>一学級</td> <td>百八十平方メートル</td> </tr> <tr> <td>二学級以上</td> <td>百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </table>	学級数	面積	一学級	百八十平方メートル	二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積	<p>第五條第七項</p> <p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積</td> </tr> <tr> <td>二学級以下</td> <td>三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百五十平方メートルを加えて得た面積</td> </tr> </table> <p>口 満三歳以上の園児一人につき三・三平方メートル</p>	学級数	面積	二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積	三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百五十平方メートルを加えて得た面積
学級数	面積												
一学級	百八十平方メートル												
二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積												
学級数	面積												
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積												
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百五十平方メートルを加えて得た面積												
<p>一 満三歳以上の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積</p>	<p>一 満三歳以上の園児一人につき三・三平方メートル</p>												
<p>7 施行日の前日において現に保育所を設置している者で岐阜県児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成二十六年岐阜県条例第六十六号）による改正前の児童福祉施設基準条例附則第二十三項の規定の適用を受けているものが、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六條第六項の規定の適用については、当該保育所の設備のうち乳児室を増築し、又は改築するまでの間は、同項第一号中「三・三平方メートル」とあるのは、「乳児室にあつては一・六五平方メートル、ほふく室にあつては三・三平方メートル」と読み替へるものとする。</p> <p>8 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第五條第七項第一号に掲げる面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。</p> <p>一 園児が安全に移動できる場所であること。</p> <p>二 園児が安全に利用できる場所であること。</p> <p>三 園児が日常的に利用できる場所であること。</p> <p>四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。</p> <p>岐阜県児童福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p>平成二十六年十月十五日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>岐阜県条例第六十四号</p> <p>岐阜県児童福祉審議会条例の一部を改正する条例</p> <p>岐阜県児童福祉審議会条例（平成二十二年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正</p>													

する。

第一条中「第八条第一項」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十五条」を、「児童福祉」の下に「及び幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）」を加える。

附則

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

2 岐阜県児童福祉審議会は、この条例の施行の日前においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「新法」という。）第二十五条の規定によりその権限に属させられる事項（新法第十七条第三項の規定に係るものに限る。）について調査審議することができる。

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第六十五号

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成十八年岐阜県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基づき」の下に「幼保連携型認定こども園以外の」を加え、「法第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。」を「以下「認定こども園」という」に改める。

第三条中「の各号」を削り、同条第一号を削り、同条第二号中「施設をいう。」を「施設」に改め、同号イ中「学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。」を削り、「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する幼児（以下

「保育に欠ける幼児」という。）」を「保育を必要とする子ども」に、「保育を」を「教育を」に改め、同号ロ中「認可外保育施設（児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）」を「保育機能施設」に、「建物等」を「建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）」に改め、同号ロ(1)中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に、「教育目標」を「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標（以下「教育目標」という。）」に改め、同号ロ(2)中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「保育に欠ける幼児」を「保育を必要とする子ども」に改め、「をいう。」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号中「認可外保育施設型認定こども園」を「保育機能施設型認定こども園」に、「保育に欠ける幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「認可外保育施設をいう。」を「保育機能施設」に改め、同号を同条第三号とする。

第四条第一項中「保育所又は認可外保育施設」を「又は保育機能施設」に改め、同条第二項中「管理運営」を「管理及び運営」に改める。

第五条の見出し中「編成」を「編制」に改め、同条中「については」を「であつて」に、「子ども（以下「短時間利用児」という。）」を「もの」に、「子ども（以下「長時間利用児」を「もの（以下「教育及び保育時間相当利用児」に、「利用時間において」を「利用時間については」に、「編成」を「編制」に改める。

第六条第一項中「掲げる基準」を「定める基準」に、「保育」を「教育及び保育」に改め、同項第一号及び第二号中「に満たない」を「未滿の」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「に満たない」を「未滿の」に改め、「ののうち長時間利用児」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「ののうち長時間利用児」を削り、同号を同項第四号とする。

第七条第一項中「に満たない」を「未滿の」に、「従事する者」を「従事するもの」に改め、同条第二項中「保育に従事する者」を「教育及び保育に従事するもの」に改め、同条第三項中「学級担任」を「前項の規定にかかわらず、学級担任」に改め、同条第四項中「満三歳」を「第二項の規定にかかわらず、満三歳」に、「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改める。

第八条第一項中「保育所等」を「保育機能施設」に改め、「の各号」を削り、同条第二項中「に満たない」を「未滿の」に改め、「幼保連携型認定こども園」を削り、「認可外保育施設型認定こども園」を「保育機能施設型認定こども園」に、「第六項本文及

び」を、「第六項本文及び」に改め、同条第六項中「幼保連携型認定こども園、」を削り、「認可外保育施設型認定こども園」を「保育機能施設型認定こども園」に、「第二項本文」を「第二項本文」に改め、同条第七項中「の各号」を削り、「幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園」を、「保育所型認定こども園」に、「認可外保育施設型認定こども園」を「保育機能施設型認定こども園」に、「場合であつて、第一号」を「場合であつて第一号」に、「基準を、既存の施設が幼保連携型認定こども園」を「基準を」に、「場合であつて、第二号」を「場合であつて第二号」に改め、同項第二号及び同条第八項中「に満たない」を「未滿の」に改める。

第九条第一項中「内容は」の下に、「法第六条の規定により幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第十条第一項の規定により主務大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに」を加え、「保育所の保育内容に関して厚生労働大臣が定める」を「岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）第四十八条の」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、「の各号」を削り、同条第四項中「の各号」を削り、同条第五項中「に固有の事情」を削り、「事項」の下に「特に」を加え、同条第七項中「の各号」を削り、同項第一号中「保育」の下に「の内容」を加える。

第十条中「これ」を「研修」に改める。

第十一条第二号中「子どもの養育に関する能力」を「子育てを自ら実践する力」に改める。

第十二条第一項中「すべて」を「全て」に、「管理運営」を「管理及び運営」に改め、同条第二項中「児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児（次項において「保育に欠ける子ども」という。）を「保育を必要とする子ども」に、「保育時間」を「教育及び保育の時間」に改め、同条第三項中「保育に欠ける子どもに対する」を「保育を必要とする子どもに対する教育及び」に改める。

附則

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日の前日において現に存する認定こども園の職員の配置については、改正後の第六条第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十六号

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第十七条中「児童福祉施設」の下に「（保育所を除く）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
  - 二 提供する保育の内容
  - 三 職員の職種、員数及び職務の内容
  - 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
  - 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
  - 七 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項
  - 八 緊急時等における対応方法
  - 九 非常災害対策
  - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 十一 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項
  - 十二 前各号に掲げるもののほか、保育所の運営に関する重要事項
- 第二十条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しく

は第六項の規定による措置」に改める。  
第四十四条第三項第二号の表四階以上の部避難用の項施設又は設備の欄を次のように改める。

- 1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）
- 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
- 3 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号に規定する構造の屋外階段

第四十六条第二項中「認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）以下「就学前保育等推進法」という。）第七條第一項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に一日に四時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）をおおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）をおおむね二十人につき一人以上」と及び「認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上」を削る。

第五十条を次のように改める。  
（業務の質の評価等）  
第五十条 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。  
2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。  
第五十一条を次のように改める。

第五十一条 削除  
附則中第二項の前の見出し及び同項から第七項までを削り、第八項を第二項とし、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、第九項から第二十五項までを六項ずつ繰り上げる。

附 則  
この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十六年十月十五日  
岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十七号

岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）  
第一条 岐阜県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。  
（岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）  
第二条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。  
第九十九条第二項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十八号

岐阜県建築基準条例の一部を改正する条例

岐阜県建築基準条例（平成八年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「都市計画区域」の下に「及び準都市計画区域」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県青少年健全育成条例及び岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第六十九号

岐阜県青少年健全育成条例及び岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

（岐阜県青少年健全育成条例の一部改正）

第一条 岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

（岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部改正）

第二条 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号水中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県花きの振興に関する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七十号

岐阜県花きの振興に関する条例

花きには、その色や香り、園芸等の作業を通じた自然とのふれあいにより、人に潤いと安らぎを与える効用がある。

現代社会は、少子高齢化、人間関係の希薄化等の問題を抱えており、これらの問題に対し、花きを活用することにより、子どもの情操教育、高齢者の生きがいづくり、地域における絆づくり等の面で効果が現れることが期待される。

また、岐阜県は、「清流の国づくり」として、全国レベル又は世界レベルのスポーツ大会の開催や観光誘客に取り組んでおり、日本全国又は世界各国から多くの方々が岐阜県を訪れることが見込まれ、これらの方々が岐阜県の花きでおもてなしし、岐阜県に来て良かった、また訪れたいと思ってもらえることが大切である。

このため、県内において花きが安定的に供給されることにより、家庭、学校、地域等県民の生活のあらゆる場面において花きが活用され、県民一人一人に県外からの来訪者を花きでおもてなしする心が育まれることが必要である。

ここに、全ての県民の参加と協働により、花きの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、花きの振興について、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民

の役割を明らかにするとともに、花きの振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、花きの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で心豊かな生活の確保及び美しい郷土づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「花き」とは、鑑賞の用に供される植物をいう。

2 この条例において「園芸福祉」とは、花きの人を癒す効用に着目し、花きを活用した心身の健康の増進、生きがいづくり等の取組をいう。

3 この条例において「花育」とは、花きの豊かな人間性の涵養に資する効用に着目し、児童、生徒等に対する花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組をいう。

(基本理念)

第三条 花きの振興は、花きを活用することにより、県民の心身の健康の増進及び豊かな人間性の涵養に資することを旨として推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」といふ。)にのっとり、花きの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、花きの振興に関する施策の推進に当たっては、県民、事業者、花き関係団体その他の関係者との連携に努めるものとする。

3 県は、県民が花きの効用に関する理解を深めるため、必要な情報の提供に努めるものとする。

(県民等の役割)

第五条 県民は、花きの効用を理解し、生活の様々な場面で花きを活用するよう努めるものとする。

2 県民、事業者等は、県外からの来訪者を迎える場合においては、花きでもてなしするよう努めるものとする。

(市町村との連携)

第六条 県は、花きの振興に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。

(推進体制)

第七条 県は、花きの振興に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(振興計画)

第八条 県は、花きの振興に関する法律(平成二十六年法律第百二号。以下「法」といふ。)第三条に規定する基本方針及び基本理念にのっとり、法第四条に規定する振興計画(以下「振興計画」といふ。)を策定するものとする。

2 県は、振興計画の策定又は変更に当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

(花きの文化の振興)

第九条 県は、花きの文化の振興を図るため、花きに関する伝統の継承、花きの新たな文化の創出等に対する支援、花きに関する知識の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民の日常生活において花きの文化が浸透するよう、花きの活用を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(花きの日)

第十条 県民の間に花きについての関心と理解を深めるとともに、積極的に花きを活用する意欲を高めるため、花きの日を設ける。

2 花きの日は、八月七日とする。

3 県は、花きについての関心と理解を深めるための啓発活動その他花きの日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(園芸福祉の推進)

第十一条 県は、社会福祉施設、医療機関その他花きの人を癒やす効用を十分に発揮できる施設その他の地域における園芸福祉を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(花育の推進)

第十二条 県は、家庭、学校、地域その他の様々な場において花育を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(花きの安定供給)

第十三条 県は、県民が日常生活において花きを積極的に活用できるよう、県内における花きの十分かつ安定的な供給のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第七十一号

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成十六年岐阜県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

ワ 国土強靱化に関する計画

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に策定される基本計画等について適用する。

平成二十六年十月十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社